

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号（二〇一七年三月） 抜刷

天正十五年の顯如版『五帖御文』

小山正文

天正十五年の顯如版『五帖御文』

小山正文

一 本願寺と蓮如の『御文』

日本の十五～六世紀は、戦国乱世の時代であった。¹ そうした時期において、親鸞（一一七三―一二六二）を開山と仰ぐ浄土真宗本願寺教団が、驚異的な教勢発展を遂げたことは広く知られている。

本願寺の世代でいうとそれは、八代信証院蓮如兼寿（一四一五―九九九）―九代教恩院実如光兼（一四五八―一五二五）―十代信受院証如光教（一五二六―一五四四）―十一代信樂院顯如光佐（一五四三―一九二二）―十二代信浄院教如光寿（一五五八―一六一四）―同代理光院准如光昭（一五七七―一六三〇）の間に当る。とりわけ十一代顯如、十二代教如・准如父子の交は、かの織田信長（一五三四―一八二二）、豊臣秀吉（一五三六―一九八）、徳川家康（一五四二―一六一六）が登場してくる激

動の時代とも重なり、強大化した本願寺も否応なしに、かれらとの関りを深めていかざるをえなかった。そのことは元亀元（一五七〇）年から天正八（一五八〇）年までの前後十一年間にも及ぶ信長と大坂石山本願寺との合戦。ついで秀吉の差配による天正十一（一五八三）年の紀州鷲森より和泉貝塚、同十三（一五八五）年の貝塚から大坂天満、さらに同十九（一五九二）年における天満より京都堀川（現西本願寺地）への度重なる本願寺の移転。そして慶長七（一六〇二）年の家康支援のもとになされた東本願寺別立の史実等々に照しても明らかであろう。

本願寺がこのように天下の覇者さえも無視しがたい存在となりえたのは、いうまでもなく一念帰命の他力信心を獲得した民百姓からなる本願寺門徒たちが、「進者往生極楽 退者无限地獄」²をスローガンとする強力な信仰武装宗団であったからにほかならない。裏を返せばそれはその

ままた当時の本願寺の教化が、いかによく全国津々浦々に至るまで行き互っていたかを物語るわけだが、その教化の実体こそが、蓮如によってはじめられた開山親鸞作の『正信偈』『三帖和讃』の僧俗一体となつての諷誦唱和、ならびに蓮如が認めた『御文』の拝読聴聞であつた。この宗風は連綿として現代にまで受け継がれていることは周知のごとくである。

蓮如が『正信偈』『三帖和讃』を版に付し普及を計るのは、越前吉崎滞在中の文明五（一四七三）年三月、蓮如五十九歳の時であつた。³一方、真宗の教義をわかりやすく和語で認め、諸国門徒へ送つた消息体の法語である蓮如の『御文』は、寛正二（一四六一）年三月四十七歳のものがその最初とされ、最後のそれは蓮如没する前年の明応七（二四九八）年十二月十五日付の法敬坊願誓（二四二一—一五〇六）・法専坊空善（？—一五二〇）兩人宛で、この三十八年間に発給された蓮如の『御文』は、実に三百通を越すとみられ、まことに壯観である。

かくて蓮如による『正信偈』『三帖和讃』『御文』の読誦倡和、拝読聴聞の教義行儀は、爾後の本願寺歴代も踏襲するところとなり、真宗の安心は広く深く行き届き、激動の戦国時代を本願寺は乗り切つていたのである。

ところで、右の真宗三聖教のうち蓮如の『御文』は、かれの生前中から少しづつまとめ始められ、また衆庶にも読み聴かせたことが、たとえば蓮如の十男実悟兼俊（二四九二—一五八三）編集の『蓮如上人一語記』の次のような記事からも知られる。⁶

一 蓮如上人 堺ノ御坊ニ御座時 兼誓御參候 御堂ニオヒテ卓ノ上ニ御文ヲオカセラレテ 一人二人乃至五人十人マヒラレ候人々ニ対シ御文ヨマセラレ候 ソノ夜 蓮如上人御物語ノ時 此間オモシロキコトヲ思出テ候 堂ニ於テ文 一人ナリトモ来ラレ候人ニモヨマセテキカセ候 宿縁ノ人ハ 信ヲトルヘシ 此間ヲモシロキコトヲ思案シ出タルトクレ／＼仰ラレ候 扱ハ御文肝要ノ御コトトイヨ／＼知レ候トノ事ニ候

なお、蓮如在世中になつた『御文』収集本も、蓮如の側近であつた下間蓮崇（？—一四九九）の手になるものが、珠洲市正院町・西光寺にあり、また同じく蓮如直弟の道宗（二四六三—一五一六）が編する一本が、南砺市西赤尾町・行徳寺に伝えられており、共ども蓮如自身の加筆もみられる貴重本となつている。このほか門真市御堂町・願得寺には、蓮如五度目の室で能筆の誉高い蓮能尼（二四六五—一五一八）の筆写本も伝存していて、これらはいずれも極初期の『御文』収集本として重要視される。⁷

しかし、蓮如の『御文』が大々的に収集整理され、やがて五帖八十通にまとめられて、本願寺からの権威ある各種授与本が、諸国の門徒間で盛んに拝読聴聞されるようになるのは、次の本願寺九代実如の時代まで俟たねばならなかつた。

二 『五帖御文』の成立

上越市寺町・本誓寺に高田本十帖『御文』と呼ばれる大部な『御文』収集本がある。該本は享保二（一七一七）年の時点ですでに三帖を欠いており、現在は残る七帖に一〇八通を伝えるものとなっている。貴重な事実は各帖末尾に実如の署名花押がみられる点である。

すなわちこれよりして高田本が、蓮如没後そう遠くない時点で成立していることを知ると共に、同本は本願寺住持在職中に実如が、諸国各地の末寺・門徒へ下付、授与、送付した無数の『御文』の原摺本の一つであった可能性をも示唆するから、もって高田本が真宗聖教としての『御文』成立史上、きわめて重要な位置を占めるものであることも十分理解できよう。⁽⁸⁾

さて、右の高田本と共に多数の『御文』を収録するのが、西宮市名塩・教行寺に蔵せられる四冊からなる名塩本である。ただし名塩本は誤字、脱字、脱文の多い江戸時代中後期の写本と鑑せられるので、いまはその後に発見された室町時代後期十六世紀中頃の同系写本である安城市野寺町・本證寺林松院文庫蔵本によらなければならない。同本は平成十四〜五（二〇〇二〜三）年の修理で、末永き護持と保存の見地から、その装訂を折本より卷子本へ全面的に改装されているが、この巻一に四十六通、巻二に五十通、巻三に五十六通、巻四に九十八通の計二百五十通を収載する。これは『御文』の収集本としては最大規模を誇

るもので、その巻一旧表紙には「寛正二年^{次第}文明三年／同四年／同五年」、巻二のそれには「文明六年／同七年／同八年／同」、巻三のそこには「文明十年／同十八年^{次第}／明応七年」、巻四のそこは「无年」とそれぞれ記されていて、該本の内容が年代順に編纂され、末巻に無紀年の文が集められている構成であることがわかる。⁽⁹⁾

この林松院本・名塩本において特に注意しなければならない重要な点は、禿氏祐祥氏がつとに指摘したごとくこの本が、本願寺より現今に至るまで下付され続けている、いわゆる『五帖御文』八十通選定の基礎資料となったものにほかならないという、まことに注目すべき事実である。禿氏はそのことを簡明瞭に次の通り記す（旧漢字は新漢字に改めて引用）。⁽¹⁰⁾

今五帖御文をこれ等に対比する時は、その間に密接なる関係あることを知るに足らん。名塩本と高田本とに就て云はゞ、寧ろ前者に近きを認めざるべからず。五帖八十通の全部はこれを名塩本中に求め得ると云ふまでもなく、四帖四通の三首詠歌の御文に存する「右コノ書ハ当所ハリノ木原」云々の付記は名塩本にのみ存し、五帖十一通の御正忌の御文には年号なきこと高田本の「文明六年霜月二十五日」とせるに似ず。ハリノ木原云々の付記は他の御文（帖外五四）に存するものに似ず。誤りて重載せられしが如く、御正忌の御文に於ける年号を欠くことはまた名塩本の欠点たり。この二種誤謬を踏襲せる五帖御文はその名

塩本との間に関係あること多言を要せざるなり。

かくて名塩本や林松院本の原本に当る大部な『御文』収集本は、実は『五帖御文』編纂のための基礎資料であったことが、これによって明らかとなったのである。それでは本願寺門徒の信心の上に計り知れない大きな影響を与えた『五帖御文』は、一体いつ誰によって成されたのが問題となる。これについてはかつて整理しておいたごとく蓮如説、実如説、円如説がある。しかし『五帖御文』の現存史料によるかぎり、蓮如・円如が直接かかわったことを示すものはまったくない。ただ各帖に実如自筆の署名花押、末尾に「右此五帖之文者為／末代興隆令清書／此外者聊爾仁不可免者也／実如（花押）」の奥書を有する安城市野寺町・本證寺林松院文庫蔵本の存在から、『五帖御文』は本願寺九代実如の時代に確実に成立しており、流布し始めていたと断言できるだけなのである。¹¹ しかして林松院本における実如の奥書署名花押の筆風筆致は、永正二（一五〇五）年八月十日の同じく実如奥書がある大野市稲郷・最勝寺蔵『御文』十八通一帖、同六（一五〇九）年六月二十五日の同様奥書をみる堺市堺区・真宗寺蔵『御文』三十五通一帖ともきわめて近似しているのがわかる。殊に林松院本の場合それが実如独特の筆法で、最勝・真宗両寺本より一段とゆったり書き表わされていて注意をひくものがある。同院本は上等の斐交格紙に最上級の能筆者が書写に携わり、しかも誤脱字もほとんどない善本であるところより、この本こそが実如による

最初のもつとも権威ある『五帖御文』で、それは永正八（一五一二）年の親鸞二百五十回忌あたりに成立したのではないかと、上記三本の実如筆『御文』奥書の筆蹟比較から想定してみることである。

さて、それはともかくとして、『五帖御文』が実如の代に成立し流布し始めていた事実を証する伝本史料は、林松院本以外にも近江八幡市武佐町・広濟寺、藤井寺市大井・誓願寺、大野市稲郷・最勝寺、名古屋市天白区・聖徳寺、あわら市吉崎・吉崎蓮如上人記念館、福井県・天谷氏（福井市市波町・本向寺旧蔵）各蔵本の存在がいわれているが、¹² かし、これらの諸本はいずれもみな各帖末尾の実如の署名花押の形状が不揃いであったり、書写本文が一筆でなかったり、また各帖の書冊寸法にばらつきがみられるなど、林松院本のごとき完全本は残念ながら皆無に近いのではないかとおもわれる。

『五帖御文』はその後ようやく本願寺門末からの下付願いも増えてきたためであろう、書写本では追いつかなくなり、十代証如の時から版本が行なわれるようになる。前代実如と同様に書写による証如証判入り『五帖御文』は、目下のところ安城市野寺町・本證寺に伝えられる一点のみで貴重な存在となっているが、惜しむらくはいつの時代にか第一帖目を失い今は四帖が残る。¹³ 他方、版本の証如判『五帖御文』も戦国乱世の時代であったせいも、その残存率はきわめて低く和歌山市鷺ノ森・鷺森別院、¹⁴ 京都市北区・大谷大学図書館博物館のほか、¹⁵ 近年紹介された鯖江市和田町・仰明寺各蔵の三本が知られるだけである。¹⁷

証如版については京都市下京区・金宝寺六十七代明専（一六〇三—五二）が、寛永十五（一六三八）年に撰じたという『紫雲殿由縁（緒とも）記』や八代市出町・光徳寺の易行院法海（一七六八—一八三四）が著す『御文玄談』に引く『顕証寺由緒記』などの記載より、天文六（一五三七）年には開版されていたようである。あたかも同年は『五帖御文』を『正信偈』や『三帖和讃』と同様に、重要な真宗聖教に位置付けた証如の祖父本願寺九代実如の十三回忌に相当していることも留意しておきたい。

このように『五帖御文』は、実如にはじまり証如の開版を経て、本願寺の発展と共に今日に至っているわけだが、最近その後の十一代顕如証判入りの『五帖御文』を数点拝覧する機会を得たので、ここに紹介がてらそれらの歴史的背景などに若干言及してみたおもう。

三 顕如版『五帖御文』の諸本

証如版に続く本願寺十一代顕如開版の『五帖御文』は、目下次の五本が管見に入っている。すなわち①安城市野寺町・本證寺林松院文庫蔵本、②大津市北比良・福田寺蔵本、③貝塚市中・願泉寺蔵本、④和歌山市南畑・願成寺蔵本、⑤たつの市龍野町・光善寺蔵本である（以下各本は番号で示す）。

①が林松院文庫へ入ったのは、平成二十七年（二〇一五）年十一月の

天正十五年の顕如版『五帖御文』

ことで、それ以前は古経蒐集家として著名な守屋孝蔵氏（一八七六—一九五三）の蔵品であった¹⁹。しかし守屋コレクションとなる前に、これがどこで所蔵されていたのかは残念ながらわからない。ただ黒塗外装大箱蓋表に朱筆にて、「蓮如上人御文章 五帖／天正十五年七月十七日／顕如上人題跋」とあること。緑地覆い布に金糸で菊紋が刺繡されていること。黒漆塗台付分帖箱蓋表にも十六枚菊大紋を置き、その手前と向こう天地両側面へも菊と桐紋を左右に配すこと。そして昭和五（一九三〇）年三月一日付の京都市下京区・常樂臺今小路覚尊氏筆「顕如上人真筆無／疑処令拜見者也」の鑑定書が付されている点などよりして、これが浄土真宗本願寺派寺院、もしくは同宗派の篤信門徒宅に伝えられていたものと判断してさしつかえないであろう。

①は蓮如四百五十回忌を記念して、昭和二十二（一九四七）年十一月九日～十日の大谷大学を会場とする第三十三回大蔵会、ならびに翌年四月十四日～十六日の龍谷大学図書館における蓮如上人関係資料展で、それぞれ陳列展観されて以降、個人蔵ということもあり、人目にまったくふれないまま、忘却のあなたに置かれて、今日にまで至ったものである。

①の保存はきわめて良好なうえ、上質の厚手雲母引き清白料紙へ黒漆墨で鮮明に摺った初刷本と鑑察される見事な美しさをもっており、顕如版ではもちろんのこと、本願寺歴代門主が開版する『五帖御文』のなかでも、最上級品と称しても憚らないであろう。

①において最も注意すべき重要な点は、各帖末尾に天正十五

(一五八七)年七月十七日顕如四十五歳自筆の題跋が存することである。跋文は三・五帖目で第十一字目の「之」を脱する以外全帖同文で、後掲図版(A-3・6・9・12・15)のごとく書かれる。

この①が成された天正十五年は、本願寺と織田信長との間で交わされた元亀元(一五七〇)年から天正八(一五八〇)年までのいわゆる石山合戦が終結してより七年後に当る。この間本願寺は、摂津国大坂(天文二(一五三三)年〜天正八年)―紀伊国鷲森(同年〜同十一(一五八三)年)―和泉国貝塚(同年〜同十三(一五八五)年)―摂津国天満(同年〜同十九(一五九二)年)へと、為政者の命により目まぐるしく移転を余儀なくされた時期であった。これがため最高当事者の顕如は、疲労困憊の極に達しただけではなく、顕如方と教如方の派閥対立もあって、内外憂患ただならぬ状況で、病床に臥せ勝ちとなる。特に天満へ移った翌年の天正十四(一五八六)年十一月下旬より八カ月間ほどは重症に陥っていたが、薬石の効あつて快方に向つたのであつた。²⁰①の題跋は後にあらためて触れるごとく、その顕如の病上り直後の重要な新出自筆史料として、忽諸にできないものがあるといわなければならない。

ちなみに顕如が題跋を認めた同じ天正十五年の三月、長男の教如は病中の父に代つて九州へ下向している。その目的は九州中国地方の門徒教化、本末強化と共に、薩摩の島津義久(一五三三―一六一一)征伐中の豊臣秀吉を音問するためであつた。大役を無事に果たした教如は、七月によろやく大坂天満本願寺へ戻る。この教如の帰山と①とが、もし関係

ありとすれば、同年末の阿茶(准如)宛『讓渡状』とも関つて興味深い問題に発展する可能性が出てくるかも知れず、今後の課題となろう。
①の最後にその書誌事項等をあらため簡条書にして示しておけば、およそ以下の通りとなる。

天正十五年本願如版『五帖御文』書誌

所蔵者	本證寺林松院文庫
所在地	愛知県安城市野寺町野寺二六
書名	五帖御文(ごじようおふみ)
写版本	整版本
帖冊数	五帖五冊
本文	全存 各通間一行空け 各行に分別書きがみられる
外首内尾題	一切なし
装訂	五穴袋綴
表紙	紺地竜紋蓮華紋洲浜紋様金欄布製後補表紙
見返	布目入金紙
料紙	斐交楮紙 雲母引 四周塗金
寸法丁紙数	第一帖目 縦二六・八cm 横二・五cm 四五丁枚
	第二帖目 縦二六・八cm 横二・〇cm 五〇丁枚
	第三帖目 縦二六・八cm 横二・五cm 五二丁枚

第四帖目 縦二六・八cm 横二二・六cm 五二丁枚

第五帖目 縦二六・八cm 横二二・五cm 三六丁枚

行字数 半丁一面七行 一行十五〜十八字 各丁紙に喉(のど)丁

付あり

字高 行幅 二三・〇cm 一七・八cm

用字 漢字片仮名 漢字に振仮名あり

摺写年 天正十五(一五八七)年 初摺本

題跋 あり 本願寺第十一代顕如(一五四三―一九二) 四十五歳筆

墨書 背表紙下端に「一」〜「五」の帖順後筆書付あり

押印 各帖末顕如花押左下端に常楽臺鑑定印「定」の小丸黒印あり

収納箱 黒漆塗内箱・分帖箱・外箱があり 外箱蓋表に「蓮如上人

御文章 五帖/天正十五年七月十七日/顕如上人題跋」の

朱漆銘が書かれる

添付文書 昭和五(一九三〇)年三月一日付常楽臺今小路覚尊筆の鑑

定書

昭和二十二(一九四七)年十一月八日付日下無倫

(一八八八―一九五二)筆の借用証ならびに十日付礼状

昭和二十三(一九四八)年四月十七日付宮崎圓遵

(一九〇七―八五)筆礼状

昭和二十二年十一月九日十日会場大谷大学『第三十三回大

蔵会陳列目録』

昭和二十三年四月十四日〜十六日於龍谷大学図書館『蓮如

上人関係資料展観目録』

備考 添付文書より当本の旧蔵者が守屋孝蔵(一八七六一

一九五三)と判明する

林松院文庫への入庫は平成二十七年(二〇一五)年十一月

二十日

次に②は③と共に顕如版『五帖御文』としては、昭和十二

(一九三七)年八月発行の本派本願寺宗学院編『喜寿真宗聖教現存目録』

第一輯を通し、よく知られた存在であったにもかかわらず、今まであま

り各種の展示等にも出品されたことがない。幸い稿者は②を所蔵する福

田寺住職佐々木義璋氏の特別許可を得て、去る平成二十八(二〇一六)

年七月二十六日に同本を金龍静氏等と共に親しく拝見する榮に浴した。(2)

同本は近年修理を受け保存きわめて良好である。装訂は五ツ穴袋綴じ

で、料紙は斐交楮紙に雲母を引いたものを用いる。表紙は紺地桐唐草文

様の金欄表紙となつているが当初のものではない。表裏表紙裏の見返し

は金箔散して、これも表紙と同様新しい。縦二十七・〇センチ、横

二十二・六センチ、紙数第一帖四十四枚、第二帖五十枚、第三帖五十枚、

第四帖五十二枚、第五帖三十五枚を数え、各帖各枚に「四之 五十一」

などの喉丁付(のどちょうつけ)がみられる。半葉(一頁)七行 一行十五〜八字。本文は

漢字片仮名混じりで、すべての漢字に振仮名をつけ、また文の句読点に当たるところは若干の余白を空ける。共ども拝読の便を考慮しての処置であるが、これは何も顕如版にはじまったものではなく、すでに実如、証如の証判入り『御文』でも認められるところであるから、それに倣っていることはいうまでもなからう。各帖末尾には「釈顯如（花押）」の証判木版印が押されている。その署名花押の型は 秋田・淨願寺蔵の天正二（一五七四）年二月十日付法名下付状に近い。²³ よつて②は顯如三十二歳頃の版本『五帖御文』とみて不都合ないとおもわれる。なお右の証判と並んで、各帖には「福田寺」の朱角印も捺されているが近世印であろう。同寺には「釈蓮如（花押）／文明二載^寅十二月廿七日／願主釈性賢」の裏書がある文明二（一四七〇）年蓮如五十六歳の寿像をはじめ、実如の裏書をもつ明応八（一四九九）年の方便法身尊形、永正二（一五〇五）年の大谷本願寺親鸞聖人御影、同三年の方便法身尊像、大永三（一五二三）年の方便法身尊号（紙本墨書十字名号）等々の少なからざる法宝物が伝蔵されているので、顕如版『五帖御文』もその流れの中で本願寺からの下付物と位置付けるべきものであろう。②の署名花押が上記のごとく天正二年頃の型を示しているとみるならば、それはまさに本願寺と織田信長との間で展開されているかの石山合戦の真最中であり、湖西の有力寺院福田寺も相應の金品を献納したに違いなく、②はそれに対する礼物であったと考えることもできよう。ちなみにこのすぐあとで触れる③願泉寺本の顕如証判木版印も、④願成寺本の顕如署名花押

も、やはり天正三〜四（一五七五〜六）年頃の型を示しているから、いづれも石山合戦がらみの論功行賞品という可能性があるかも知れない。ついで③であるが、この願泉寺本は顕如版『五帖御文』のうちでも、最も早くにその第四帖目末尾部分が、写真図版で紹介された著名なものである。²⁴ しかし、その後仄聞するところによると同本は、願泉寺所蔵の法宝物を広く紹介している新編の『貝塚市史』にも登場しないので、これによると今は所在を失っているかも知れないという。したがって③のデータ等は、前掲の『^{吉写}真宗聖教現存目録』第一輯五五二によるほかないが、この目録において他の顕如版『五帖御文』と比較して若干の疑念を抱かせるのは、他本の多くの縦寸法が二十七センチ前後あるのが普通なのに二十五・九センチとすこし小さいことと、各帖の紙数が大谷大学図書館博物館蔵の証如版に同じとされていることの二点である。前者は全帖の寸法がこの大きさなのかどうか定かではないが、けだし後世修理の際天地を裁断したための結果とみておくのが無難で、深く拘泥する要はなからう。後者の紙数については、実は大谷大学本証如版の第三帖目第十三通が、通常本より二枚少なく四十八枚で、もし③もいわれるごとくそれと同じとすれば、大谷大学本証如版と同様紙数面で問題視されること必至である。だけれどもそうした問題提起はこれまでのところ一切聞かず、③も他の顕如版と同じく第三帖目の紙数は五十枚と推量しておく。

ところで、③を所蔵してきた貝塚市・願泉寺は、いうまでもなく石山

合戦後の天正十一（一五八三）年から同十三（一五八五）年までの足掛三年間、本願寺が所在した場所として有名で、時に門主顕如の四十一歳より四十三歳の間に当たる。もってその旧跡地に建つ願泉寺に、顕如版『五帖御文』が伝わったことも当然と受け取れよう。

ところが③の顕如署名花押の型は、前にみた②や後の④と同型であるから、石山合戦最中の天正三（一五七五）年前後のものと判断される。つまり③は紀州鷲森より泉州貝塚へ本願寺が移転した時期のものではなく、大坂石山本願寺時代より使用されてきたそれが、そのまま願泉寺へ留め置かれたことを物語るようにおもわれる。本願寺はその後天正十三年に撰州天満へ移動、さらに同十九（一五九二）年故地の京都へ百二十六年ぶりに戻り、現在に及んでいることは周知の通りである。

さて、いまその③において唯一写真図版でみることができ第四帖目第十五通末尾部分を①（図版A―11）・②・④・⑤（図版B―11）の同じ顕如版『五帖御文』のその箇所と比較してみたところ、行数字詰は五本とも全同しているが、漢字の字形に顕著な相違があり、③と⑤の二本が同形、①・②・④の三本が同形という興味深い事実が判明した。この注目すべき現象は、顕如版『五帖御文』の板木が、当時の本願寺に複数部存在していたことを意味しよう。管見に入っている顕如版五本のうち、①には天正十五（一五八七）年顕如四十五歳の、また⑤には後記のごとく同十九（一五九二）年顕如四十九歳のそれぞれ自筆題跋があつて（図版A B―3・6・9・12・15）、この二本の成立年代は明瞭

である。これに対し②・③・④はその署名花押証判の型より、天正三（一五七五）年顕如三十三歳前後のものであらうとみられている。すると上に検証した漢字の字形が一致する①と②・④の年差は十二年、⑤と③のそれは十六年となり、両字型の板木は相当長きにわたり併用されていたわけで、字形の相違が版本成立の前後を示唆しないことがわかる。ただこの場合すこしく注意を要するのは、①・④・⑤の署名花押が顕如の自筆であるのに対し、③・④のそれは印判であるところより、顕如晩年に刷った版本へ若き時代の証判を押ししている可能性もないとはいえないかもしれないのである。ちなみに『五帖御文』の署名花押は、自筆で書かれるときは「顕如（花押）」（①・④・⑤）、印判だと「釈顕如（花押）」（②・③）と明確に示し分けがなされているのも注意点といえよう。

④は金龍静氏からの教示により初めてその存在を知ったものである。他本と同様装訂は五穴袋綴本で、料紙は斐交楮紙雲母引き。表紙は菊花葉に「寿」の字を模様風に織り込んだ布製で、その表裏見返しは金巾崩し紋の入った厚手紙となっているが、共に後補とみられる。縦二十六・九、横二十一・九センチ、紙数第一帖四十四枚、第二帖五十枚、第三帖五十枚（ただし第一丁表半枚を欠失）、第四帖五十二枚、第五帖三十五枚の決り通りの枚数となっている。行数字詰も七行十五〜八字で、各通一行空き。分かち書きがみられることも定形通りである。各帖末尾の顕如署名は自筆で、その花押は天正三〜四年頃の形を示す。天正

三(一五七五)年といえは紀州雜賀衆が石山本願寺と同を決めた時期に相当するが、④を伝蔵する同じ紀州の願成寺は、石山合戦終結後の天正八(一五八〇)年から同十一(一五八三)年まで、顕如と共に本願寺があつた鷲森とも至近距離にあるのが留意される。寺伝によると同寺は、紀伊国名草郡西山東村の伊太祈曾大明神祠宮・中岡氏の女仏姫が、文明十(一四七八)年蓮如に帰依し妙弘と称したのにはじまるという。願成寺には蓮如・実如筆の六字名号、実如・証如証判入りの御文、証如木版裏書の方便法身尊像があるほか、下間頼廉(一五三七—一六二六)の天正六(一五七八)年頃、同仲之(一五五一—一六一六)の同八(一五八〇)年の文書などが伝えられているところより、顕如版『五帖御文』が所蔵されていても不思議でないことが了解できよう。なお、『五帖御文』は同寺三代覚寿に授与されたものと伝える。刷りはなかなか鮮明で、板木の摩滅もすくない美しい版本である。

顕如版『五帖御文』の最後にあげる⑤は、各帖末尾に顕如自筆の貴重な題跋が認められていて、その部分写真も一、二の図書に紹介されているにもかかわらず、従来ほとんど取り上げられることになつたものである。⑤を所蔵する光善寺は、播磨国の有力真宗寺院で、いわゆる播磨六坊(たつの市・光善寺〔西派〕、田光寺〔東派〕。赤穂市・永応寺〔西派〕、万福寺〔東派〕。姫路市・光源寺〔西派〕、法専坊〔東派〕)の一寺として、蓮如・実如期以来の本尊名号資料等を伝えるが、寺号の初見史料は天文三(一五三四)年証如下付の方便法身尊形となつている。爾後

証如の『天文日記』天文九年九月十七日、十一年十二月十九日、十三年四月二十一日、十五年七月二十二日、十六年三月二十六日、十七年六月十四日、十八年十二月十八日、二十年五月十八日、二十二年十二月十七日の各条には、光善寺が三十日番衆のために本願寺へ上山している記事がみられ、播磨における同寺の地位もおのずと察知できよう。元亀元(一五七〇)年から天正八(一五八〇)年まで、前後十一年間も続いた石山合戦には、当然ながら光善寺も本願寺に加担し、多大の金品を献納した事実が、寺蔵の住持浄念の弟と伝える甚十郎宛の顕如懇志請取状からもよくわかる。光善寺浄念へは天正四(一五七六)年に、同じく顕如より親鸞影像も下付されているほか、合戦終結後の同十九(一五九一)年には、異例ともいふべき顕如自筆の題跋を付す『五帖御文』が、光善寺へ授与されているのである。同寺が播磨六坊の随一たるゆえんが、十分納得できるであろう。これこそがあらためこゝに紹介しようとする⑤にほかならない。

⑤は各帖縦二十七・二、横二十二・五センチを計測する。紙数は第一帖四十五枚、第二帖五十枚、第三帖五十一枚、第四帖五十二枚、第五帖三十六枚で、①と全く同数であるが、題跋が置かれている関係上②・③・④に比し、第一・三・五帖目の各末尾に一枚紙数の増加をみる。他本と同様五穴袋綴じで、表紙は黒紺地紙の古表紙。見返しは厚手の白紙となつているが、表紙、見返し、綴じ糸はすべて後補とおもわれる。料紙はやはり斐交楮紙で雲母を引く。

各帖末尾の題跋は①と同意文で、その筆致も同じであるところより、全帖天正十九（一五九二）年閏正月十三日、顕如没する前年四十九歳の筆と断じて可である。その全文は（図版B―3・6・9・12・15）の通りであるが、初行の「之」が一帖目と三帖目には書かれているのに他帖では欠くことと、各帖六行目の年次表記が順に「載・季・年・歳・稔」と変化付けがなされていることに注意しておきたい。

この跋文が書かれた天正十九年閏正月といえ、豊臣秀吉が同十八年正月に本願寺の京都移転を命じたのに伴う寺地寄進の朱印状を、その数日前の同じ閏正月五日に発給している事実が注目されよう。現在の西本願寺地がそれであるが、激動の時代に本願寺を背負ってきた顕如にとつては、いかなることがあろうとも、やはり蓮如の『御文』を聴聞し信心決定することこそが、真宗繁盛・仏法興隆の基との念いから、これを認めたものと読み取りたい。それが証拠に顕如は、翌天正二十（一五九二）年十一月二十四日の報恩講最中に、安心したかのごとく齢五十歳にて往生の素懷を遂げたのである。

⑤の本文は上記したようにその字形が③に近いものがあり、同内容の題跋を有する①とは版木が異なるようにみられる。どの版木に依拠して摺写するかは、門主の関知するところではなかったであろう。

以上の五本が顕如版『五帖御文』の稿者が知るすべてであるが、同版は今後も出現する可能性は十分あるので、識者の注意を喚起しておきたいとおもう。

顕如版『五帖御文』は、父証如版『五帖御文』に則つて作られていることが、内容、行数、字詰、紙数等々が寸分違わないところからも疑いない。そしてさらにその証如版は、祖父の実如がなしたかれの証判入り『五帖御文』の写本にもとづいたものであるから、顕如版『五帖御文』本文のテキストとしての意味合は稀薄であろう。けれども今回はじめて知られるに至った①の顕如自筆の題跋は、本願寺危急存亡期における注意すべき一史料と思量するので、最後にその辺の私見を述べておこうとおもう。

四 顕如筆天正十五年の題跋

天文二十三（一五五四）年八月十三日、父証如三十九歳の病没に伴い、その前日に得度したばかりの顕如が、年わずか十二歳で本願寺第十一代を継職した。就任七年後の永祿四（一五六一）年三月十八日から九昼夜にわたり、大坂石山本願寺では親鸞三百回遠忌が盛大に勤修されるが、堺に駐在のポルトガル人耶穌会士ガスバル・ヴィレラ（一五二五―一七二）が、同年八月十七日付のインド・イルマン宛書簡で、本願寺のことを次のように報告している。³¹

一人（親鸞）は約三百七十年前に死せりと伝へられ、イッコシヨ（一向宗）と称する宗派を創めたり。此宗派は信者多く庶民の多数は此派

に属す。常に一人の坊主（宗主）を頭に戴き、死したる者の跡を継ぎ、宗派の創立者の地位に立たしむ。此人は公に多数の妻を有し、又他の罪悪を犯せども、之を罪と認めず、之に対する崇敬甚しく、只彼を見るのみにて多く流涕し、彼等の罪の赦免を求む。諸人の彼に与ふる金銭甚だ多く日本の富の大部分は此坊主の所有なり。毎年甚だ盛なる祭を行ひ、参集する者甚だ多く、寺に入らんとして門に待つ者其の閑くに及び競ひて入らんとするが故に常に多数の死者を出す。而も此際死することを幸福と考へ、故意に門内に倒れ、多数の圧力に依りて死せんとする者あり。夜に入りて坊主かれらに対して説教をなせば、庶民多く涙を流す。朝にいたり鐘を鳴して合図をなし、これにおいて皆堂に入る。

もって当時の本願寺が、いかによく繁栄していたかを十分想像できるわけだが、それだけに頂点に立つ顕如は、連日連夜宗内外の諸事に忙殺されたことも、また想像に難くはない。殊に顕如五十年の生涯は、周知のごとく織田信長、豊臣秀吉に振り回された本願寺受難の時代でもあった。したがってこうした激動期に生きた顕如には、意外に多くの自筆本をはじめとする諸史料が残っており、そうした史料は今後も見出されるであろう。

ところで、本願寺の場合は、諸国戦国大名と同様に右筆の制があり、たとえ門主の署名花押があっても、必ずしも自筆とは限らないものも

多々存し、ひいては疑偽文書視されることもある。顕如については、西本願寺蔵の天正十五（一五八七）年十二月六日付阿茶（後の本願寺十二代准如）宛『讓渡状』³²が、その最たるものといえよう。

この『讓渡状』は、よく知られているように顕如四十五歳が、次の「大谷本願寺御影堂御留守職」を長男の教如三十歳ではなく、三男の阿茶十一歳に譲る旨を明記した、本願寺にとつては重要文書であるが、これの存在が公にされるのは、書かれてから六年後、顕如没後十一ヵ月近くを経過した文禄二（一五九三）年閏九月なかば頃のことであった。顕如の室で教如や准如の生母である如春尼（一五四四―一九八）が、有馬温泉で湯治中の豊臣秀吉に本讓状を提示したのである。

秀吉は直ちに教如・准如・如春尼、下間頼廉らの関係者達を大坂城へ召喚し、同月十二日教如に十一箇条の詰問を示したところ、教如もこれを了承する。が、頼廉ら教如方の重臣は、元来本願寺においては、『讓渡状』は予め披露さるべき性質のものと抗弁した。これが秀吉を激怒させる事態となり、教如の穩居、准如十七歳の本願寺十二代住持就任が即時に決定したのであった。³³この一件が後年の本願寺東西分派を惹起せしむる大きな要因となっていく点で、天正十五年の『讓渡状』は、非常に重要な意味をもつわけだが、肝心のそれが出発点から「真偽」の眼で見られる結果を招いたのである。³⁴その判定は当然のことながら、准如の西本願寺系は「真」、教如の東本願寺系は「偽」とならざるをえず、それは現代にまで尾をひいているといってもよからう。

とくにこの真偽の問題に決定的な断を下したのは、かの有名な歴史学者辻善之助氏（一八七七—一九五五）で、氏はこれを「偽」と断言したのであった。³⁵爾来、辻説は学界の定説となり、今日に及んでいること周知の通りであるが、このたび金龍静氏が天正十五年の『譲渡状』前後における顕如自筆史料との詳細な比較検討から、『譲渡状』はまちがいにく顕如の筆になるものであることを積極的に認める自説を発表され波紋を呼んでいる。³⁶

古文書の真偽を判別する場合の金龍氏の右の手法は、きわめて正当であるゆえ稿者も賛意を表したくおもう。たゞ残念なのは、天正十四年十一月頃から翌年の六月まで、顕如は病床にあつて全く筆を執っていないために、『譲渡状』と同年の対比史料を欠く点であった。そこへ今回①の題跋が出現したのである。題跋が認められた天正十五年七月十七日と譲状が書かれた同年十二月六日は、その間わずかに百三十七日で、願つてもない史料といえよう。しかのみならず両者に共通する同文字が、第一帖目の題跋でみると全六十五文字中（図版A—3）、二十六文字が譲状に、また譲状全七十七文字中、三十文字が題跋にそれぞれ登場するので、両者はまことに絶好の比較対照史料といわなければならない。今わかりやすくその両史料にみえる共通同文字に印を付け示すと次のようになる。

なお①の出現に伴い⑤の題跋も、すでに触れたごとく顕如の自筆であること疑いがないので、あわせて掲示しておく。⑤の場合は第一帖目題跋

全五十文字中（図版B—3）、二十一文字が譲状に出てくる文字と同じで、その割合は①と同様四割となるところより、やはり好個の比較史料であること自明であろう。

右此文者為末代之
愚鈍之衆生之被和詞
条細々被聽聞能々
可有信心決定候相
構々々無由断可被嗜
事尤肝要候也

天正十五年七月
十七日書之顯如花押

〔本證寺藏一帖目題跋〕

譲渡状

大谷本願寺御影堂御留守職之
事可為阿茶者也先年雖
書之猶為後代書置之候
此旨於違背輩在之者堅可加
成敗者也仍譲状如件

天正十五丁極月六日光佐花押

阿茶御かたへ

〔西本願寺藏讓渡状〕

右此文者末代之
為凡夫之被和述
候条細々被聴聞
能々可有信心
決定事肝要候也

天正十九載閏正月
十三日書之
頭如花押

〔光善寺藏一帖目題跋〕

さて、これらの三史料を一見して誰しも感ずるのは、同一人物の筆蹟でないかということであろう。この点につき金龍靜氏は、讓状における「可」が「了」の字のようになっていた。「天」の第三・四画が左右同じ撥ね方である。「十」の第一画はや、右肩上がり、第二画はその中央ではなく少し右寄り、下されている。花押も天正後期の型通りのものと

みてならし支えないこと等々を天正十五年前後の多くの頭如史料より例証³⁸し、これが偽物でないことを主張されたのである。

金龍氏が指摘された右のような頭如の筆蹟の特徴は、今回はじめて公開した①・⑤全十帖の題跋に出てくる諸文字ともよく一致するから、金龍説は正しいものと認定すべきであろう。特に氏の説を側面から補強することに与つて力あつたのではないかとみている①の題跋は、讓状が書かれる四ヶ月半ほど前の同じ天正十五年に認められたものだけに、その史料的价值は決して低くはないはずと愚考するがいかがであらうか。諸彦の忌憚なきご批正をこいねがい、この不備きわまりない拙論の筆を先ず擱くこととしたい。

本稿をなすにあつては、頭如版『五帖御文』所藏各寺院、本願寺史料研究所前副所長金龍靜氏、浄土真宗本願寺派総合研究所上級研究員田中真氏、同朋大学教授安藤弥氏、同朋大学佛教文化研究所客員所員青木馨氏、同所所員藤井由紀子氏、同大艸啓氏の方々には、殊の外お世話になった。特記して感謝の意を表するものである。

註

(1) 戦国時代は辞典類によると、応仁の乱が起こつた応仁元(二四六七)年から織田信長が室町幕府最後の第十五代將軍足利義昭(二五三七)

一七七)を奉じて上洛する永祿十一(一五六八)年までの百年間に及ぶ群雄割拠の動乱期をいう。したがって本願寺と信長との石山合戦(一五七〇―一八〇)、同寺第十二代准如(一五七七―一六三〇)、本稿で取り上げんとする顕如版『五帖御文』(一五八七)等々は、厳正にいうとすべて戦国時代以降の事象となる。しかし真宗史学界では、本願寺東西分派(一六〇二)あたりまでを戦国後期の範疇で捕えるようである。

- (2) この文言は竹原市東野町・長善寺蔵の石山合戦時に使用されたという毛利軍黄旗組軍艦旗に書かれるもので、同寺にはこれと共に天正三(一五七五)年の感状も伝わっている。石山合戦では天正四年と六年の二度にわたり、毛利家は水軍と兵糧米を送り本願寺を支援した。

大阪城天守閣編『信長と大坂石山本願寺展』図録二五頁、一九六八年。
大阪市立博物館編『真宗文化―親鸞聖人生誕八百年記念特別展』図録二・三六頁、一九七一年。

- (3) 石川県立歴史博物館編『一向一揆』図録一八・五四頁、一九八八年。
本願寺史料研究所編『図録 顕如上人余芳』一六四頁、一九九〇年、本願寺出版社。

- (4) 龍谷大学仏教文化研究所編『三帖和讀』龍谷大学善本叢書二一、口絵一・二、一〇二五頁、二〇〇一年、龍谷大学。

- (5) 堅田修編『真宗史料集成』第二巻―蓮如とその教団―、一三八頁、一九七七年、同朋舎。

- (6) 岡村喜史編『大系真宗史料』文書記録編六―蓮如御文―、八七・一一九・二四五頁、二〇〇八年、法蔵館。

- (7) 前註(4)『集成』二八七頁、『大系』四〇六頁。
註(4)『集成』四六五頁。

- (8) 上場顕雄編『大系真宗史料』文書記録編七―蓮如法語―、三〇頁、二〇一二年、法蔵館。

- (9) これらの三本は註(4)の『大系』に翻刻されている。
高田本も註4『大系』に収録。

- (10) 林松院本も同じく註(4)『大系』に全文翻刻収載済み。

- (10) 禿氏祐祥^註校 蓮如上人御文全集』所収―第三篇研究及御生涯―二〇頁、一九二二年、文献書院。

- (11) 小山正文『実如判五帖御文の研究』―影印篇―、同朋大学仏教文化研究所研究叢書二、一九九九年、法蔵館。

- (12) 田中真一『五帖証判『御文章』の成立に関する諸問題―実如・証如期における五帖本と新出資料との関わりを交えて―』(『浄土真宗総合研究』第四号)、二〇〇九年。

- (13) 安城市歴史博物館編『本證寺―その歴史と美術―』図録三八頁、一九九七年。

- (14) 安城市歴史博物館編『三河真宗の名刹 本證寺』図録三四頁、二〇一五年。

- (15) 『実如判五帖御文の研究』―資料篇―、同朋大学仏教文化研究所研究叢書五所収「証如版御文 鸞森別院蔵」四三五―五五一頁、二〇〇三年、法蔵館。

- (16) 渡辺信和「和歌山市鸞森別院蔵証如版『五帖御文』書誌」同右書五五二―五六六頁所収。

- (17) 大谷大学図書館編『大谷大学図書館所蔵 貴重書善本図録』―仏書篇―、一八八頁、一九九八年。

- (18) 註(12)の六四頁。

- (19) 証如版『五帖御文』については、佐々木求巳氏(一九〇九―一八七)の左書によれば、これ以外にも守屋孝蔵氏の非常に摺りが美しい一本が知られるも未見とある。ただしこの記載はすぐあとで取り上げる顕如版『五帖御文』の訛伝であろう。

- 佐々木求巳『真宗典籍刊行史稿』二〇―二二頁、一九七三年、伝久寺。稲葉昌丸編^{講義}『諸版五帖御文定本』一四〇―一頁に『由縁記』と『由緒記』の取意文を載せる。一九九五年(原版一九三三年)、法蔵館。

- ①を守屋孝蔵氏が所有していた事実は、昭和二十二(一九四七)年十一月八日付の大谷大学内大蔵会委員日下無倫氏(一八八八―一九五一)筆借用証、ならびに翌二十三年四月十七日付の龍谷大学図書館長宮崎圓遵氏(一九〇六―一八三)筆札状の存在からも疑いない。なお、守屋氏ならびに蒐集古経については、左書を参照されたい。

- 京都国立博物館編『守屋孝義氏集古経図録』、一九六四年。
 同編 特別展覧会図録『守屋コレクション 寄贈50周年記念古写経
 ―聖なる文字の世界―』、二〇〇四年。
- (20) 谷下一夢『顕如上人伝』一八九頁、一九四一年、浄土真宗本願寺派
 宗務所。
 本願寺史料研究所編『図録 顕如上人余芳』一五六頁、一九九〇年、
 本願寺出版社。
 千葉兼隆『顕如上人もがたり』一五八頁 一九九一年、本願寺出
 版社。
- (21) 遠藤 一「教如と豊臣政権」(同朋大学仏教文化研究所編『教如と東
 西本願寺』所収)、二〇一三年、法蔵館。
- (22) 同本の拝覧については、浄土真宗本願寺派総合研究所上級研究員の
 田中真氏にもご高配を忝くした。あつくお礼申し上げる。
- (23) 註(20)の『図録』一九六頁⑩。
- (24) 禿氏祐祥編『蓮如上人御文』(付三)、一九二五年、龍谷大学出版部。
 浄土真宗本願寺派宗務所編『石山芳躰』三〇、一九四一年。
- (25) 光本寛隆「御文流布本考」(『宗学研究』特輯号「蓮如上人研究」所収、
 四三九頁)、一九三三年、大谷派本願寺宗学院内宗学研究會。
- (26) 註(18)の二二六頁。同(17)の二二頁。同(14)の五五五頁。
 願成寺の法宝物はすべて金龍氏よりのご教示による。感謝申し上げ
 たい。
- (27) 三浦晃嗣『播磨における真宗の展開』五三頁、二〇一六年。
 『兵庫県史』―中世通史編―四六五頁にも写真が紹介されていると聞
 くが、未見である。
- (28) 北西弘編『真宗史料集成』第三卷―一向一揆―、二六一、三三二、
 三五四、三八二、四二二、四二八、四五〇、四六三、五一八各頁。
- (29) 草野頭之「播磨の浄土真宗」(兵庫県立歴史博物館編『播磨と本願寺
 ―親鸞・蓮如と浄土真宗のひろまり―』所収)、二〇一五年、神戸新
 聞総合出版センター。
- (30) 註(27)の四八―五四頁。
- (31) 真宗海外史料研究会編『キリシタンが見た真宗』二九―三〇頁、一
 九九八年 真宗大谷派宗務所出版部。
- (32) 東京国立博物館編『西本願寺展―御影堂平成大修復事業記念―』図
 録一―一六頁、二〇〇三年。
- (33) 上場顕雄編『大系真宗史料』文書記録編十四―東西分派―一〇五、
 八頁所収『駒井日記』文禄二年後九月十四日―十七日条、二〇一六年、
 法蔵館。
 本願寺史料研究所編『本願寺史』第二卷、一―一頁、一九六八年、
 浄土真宗本願寺派宗務所。
 同編『増補本願寺史』第二卷、五―一六頁、二〇一五年、浄土真宗本
 願寺派・本願寺出版社。
- (34) 『駒井日記』に「然処二内衆申様ニハ ゆつり状などの事不審之由申
 候 又むかしのゆつり状ハ門下おとなへかのものニ披露候て 其上
 ヲ以ゆつり状ニ而候と申候」とある。
- (35) 辻善之助『日本仏教史』第七卷―近世篇之一―、一九〇―二五二頁、
 一九五二年、岩波書店。
- (36) 金龍氏は平成二六(二〇一四)年六月十八日の『京都新聞』朝刊
 をはじめ、各地の講演会などでも『讓渡状』真作説を展開されており、
 近く論文発表も行われると聞いている。金龍氏のこの讓状本物説に
 つき、大原実代子氏は「今後更なる議論が進められることに期待し
 たい。」と肯定的であるのに対し、上場顕雄氏は「筆者は讓状を偽文
 書と考えている。」と否定的で、青木馨・安藤弥の両氏なども同見解
 のようである。
- 大原実代子「天満・京都時代の顕如本願寺と洛中本願寺屋敷」(金龍靜・
 木越祐馨編『顕如―信長も恐れた「本願寺」宗主―』所収)、二六〇頁、
 二〇一六年、宮帯出版社。
- 註(33)『大系』四三九―四四三頁に上場氏の見解をみる事ができる。
- 註(21)所収の「総論 本願寺教如―その生涯と歴史的論点―」一七
 頁で、安藤弥氏は「いっぽうで豊臣政権側にも教如廢嫡の明確な意
 図があった。当初は秀吉朱印状により教如継職を認めたにもかかわらず、
 准如への譲り状を偽作と知りながら「叡慮」を経ることにより
 正当化し、覆していくのである。」と述べている。

(37)

註(28)『集成』所収『顕如上人貝塚御座所日記』によれば、顕如は天正十二(一五六四)年五月二十日竹田法印定祐じやうゆの診察を受け(一二一頁)、同医師からの受診は翌十三年二月二十四日にもあった(一二一六頁)。同年五月七日には名医の通仙軒半井瑞策みづくさくの診察も受けている(一二二〇頁)。続いて九月二十三日から十月八日まで湯治のために有馬へ趣きもしている(一二二五頁)。翌天正十四年四月三日より二十七日の間には和州十津川で湯治をし(一二三〇頁)、九月二十八日より十月十四日の間にも有馬温泉で湯治に勤しむほどであった(一二三二頁)。この年の十一月二十三日にも通仙院半井瑞策が往診するなど(一二三三頁)、顕如はかなりの長患であったことがわかる。

(38)

各個の文字の特徴は図版の題跋と註(32)掲載の『讓渡状』のそれとをよく比較対照されたいが、「天正十」の「正」と「十」が接していることなども顕如の筆癖であろう。

図版Aの解説

天正十五年顕如版『五帖御文』題跋

安城市野寺町・本證寺林松院文庫蔵

室町時代戦国期に本願寺を中興した同寺第八代蓮如(一四一五—九九)が、諸国門徒へ書き送った文は三百通近くも確認されており、これが本願寺発展の原動力となったことはよく知られている。第九代実如(一四五八—一五二五)の永正八(一五一—)年頃に、そのうちの八十通を選び五冊にまとめた『五帖御文』が成立する。第十代の証如(一五一六—一五四)はこれを初めて版に付し流布をはかるが、それは祖

父実如十三回忌の天文六(一五三七)年であったという。爾来『五帖御文』は現今にいたるまで、本願寺歴代門主より受けた版本が正式のものでとされている。

掲示の版本『五帖御文』は、本願寺第十一代顕如(一五四三—一九二)四十五歳が、天正十五(一五八七)年七月十七日にみずから筆を執り、全帖末尾へ題跋を認めた事実を物語る貴重な新出史料である。この頃顕如は石山合戦以来の身心疲労が重なり病床に長らく臥せていたが、それもようやく回復しつゝ、ある時期であった。そのような状況のもと顕如は、次代の本願寺留守職を三男の阿茶(准如)へ譲る旨の『讓渡状』(西本願寺蔵)を書き置いている。ところが厄介なことにはこの讓渡状は、当初から現在もなお顕如の真筆か否かの議論が続く問題の文書で、その取り扱いはなほ難しいものである。しかし、今回あらたに同年の顕如自筆の本題跋が出現したのである。いま両者を丹念に比較対照すれば、誰しも題跋と讓渡状が同一人物の筆蹟であることを納得されるにちがひなからう。

〔釈文〕—第一帖目より—

右この文は 末代の愚鈍の衆生のために 和詞とせらる条 細々に聴聞され 能々信心決定あるべく候 相構々々由断なく嗜まるべき事尤も肝要に候なり

天正十五年 七月十七日これを書す 顕如(花押)

図版Bの解説

天正十九年顕如版『五帖御文』題跋

たつの市龍野町・光善寺蔵

これも図版Aと同様に顕如版『五帖御文』の各帖末尾に書かれる題跋で、Aとの比較から同じく顕如の自筆と断定できるものである。認められた天正十九（一五九二）年閏正月十三日といえば、その八日前の同月五日に豊臣秀吉が、京都七条坊門堀川の地九万坪を本願寺に寄付する朱印状を発給した時に当る。本願寺は寛正六（一四六五）年の法難以来、百二十六年ぶりに故地へ戻ったのである。顕如は安心したかのように翌天正二十年十一月二十四日、齢五十歳にて還浄しているから、この題跋は最晩年の筆蹟といえよう。

『五帖御文』にこのような題跋を付す例は、父の証如にはみられず、曾祖父の実如に一点だけ認められるので、顕如は実如に倣ったのかも知れない。ちなみに顕如の後を継ぐ本願寺第十二代教如（一五五八—一六一四）には、題跋付き『五帖御文』は皆無なものに対し、同じく第十二代の准如版『五帖御文』では、ほとんど例外なく題跋がつけられており、版本『五帖御文』における東西本願寺の顕著な相違点として興味深い。

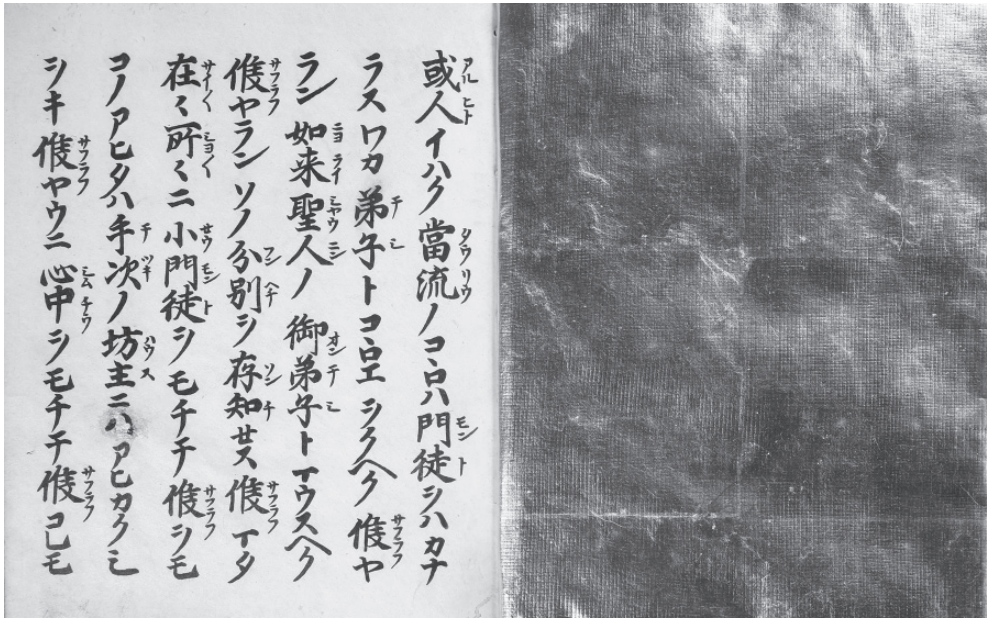
Bの題跋にも『讓渡状』に出てくる文字と同じ字が二十一個数えられ、その一致する特徴からやはり讓状も、顕如自筆の真作であることを

みずから物語っているかのようで、今後大いに注意していくべきものであろうとおもわれる。

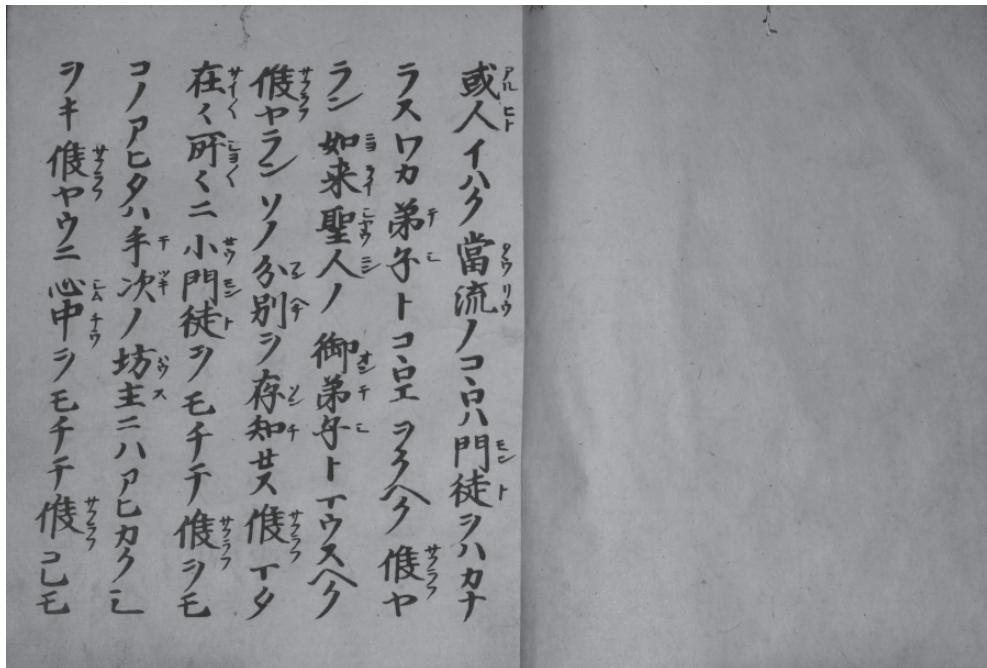
〔釈文〕—第一帖目より—

右この文は、末代の凡夫のために、和述せられ候条、細々に聴聞され能々信心決定あるべき事、肝要に候なり

天正十九年閏正月十三日これを書す 顕如（花押）



A-1 一帖目 卷頭



B-1 一帖目 卷頭

ウケテコノ南无阿弥陀佛ノ名號ヲ南无ト
 タノ六カナラス阿弥陀佛ノタスケタフト
 イフ道理ナリコシ経ニ信心歡喜トカシ
 タリコニヨリテ南无阿弥陀佛ノ躰ハ
 ワシララタステタヘルカソトコロウヘキ
 ナリカヤウニコロエテノチハ行住坐卧ニ
 ロニトナフル稱名ヲハタタ弥陀如来ノタスケ
 テテス御恩ヲ報ニタテテ念佛ソト
 コロウヘコシラモテ信心決定ニテ極樂ニ
 往生スル他カノ念佛ノ行者トハウスヘキ
 モノナリアナカニコク

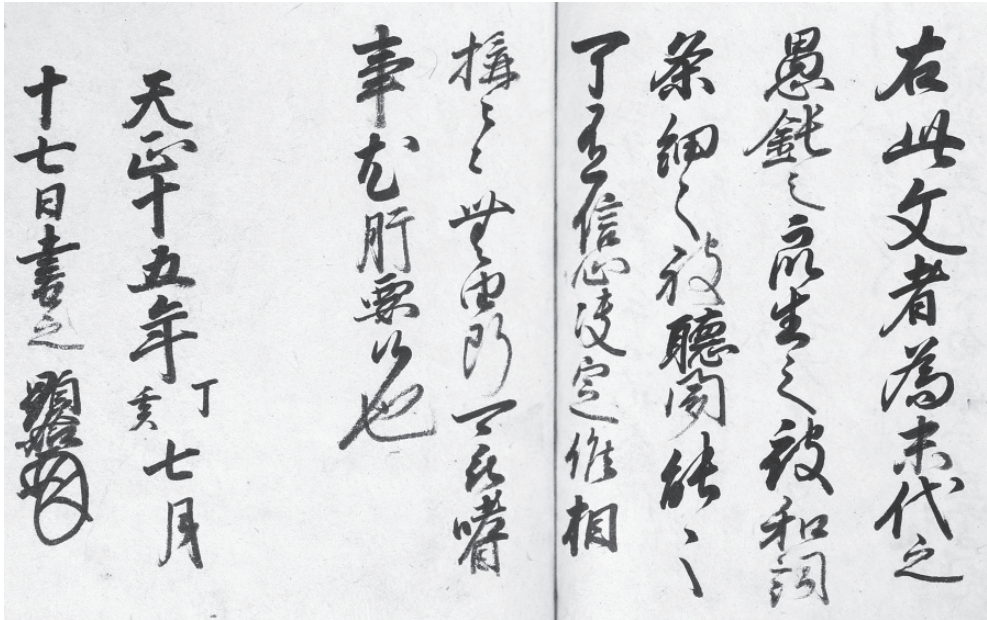
乙チオチコ
 文明第五九月下旬弟二百至千已起
 加洲山中湯治之内書集之訖

A-2 一帖目 卷尾

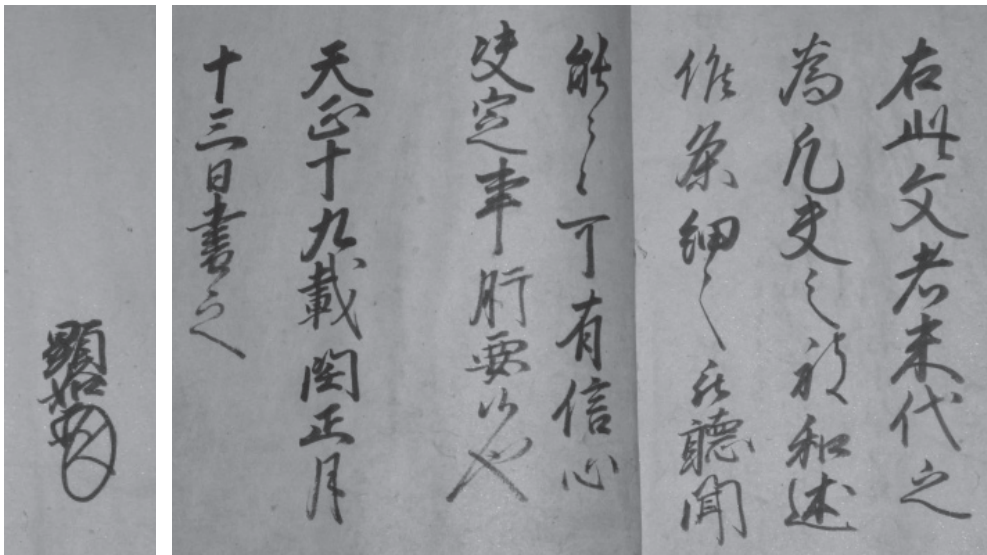
ウケテコノ南无阿弥陀佛ノ名號ヲ南无ト
 タノ六カナラス阿弥陀佛ノタスケタフト
 イフ道理ナリコシ経ニ信心歡喜トカシ
 タリコニヨリテ南无阿弥陀佛ノ躰ハ
 ワシララタステタヘルカソトコロウヘキ
 ナリカヤウニコロエテノチハ行住坐卧ニ
 ロニトナフル稱名ヲハタタ弥陀如来ノタスケ
 テテス御恩ヲ報ニタテテ念佛ソト
 コロウヘコシラモテ信心決定ニテ極樂ニ
 往生スル他カノ念佛ノ行者トハウスヘキ
 モノナリアナカニコク

乙チオチコ
 文明第五九月下旬弟二百至千已起
 加洲山中湯治之内書集之訖

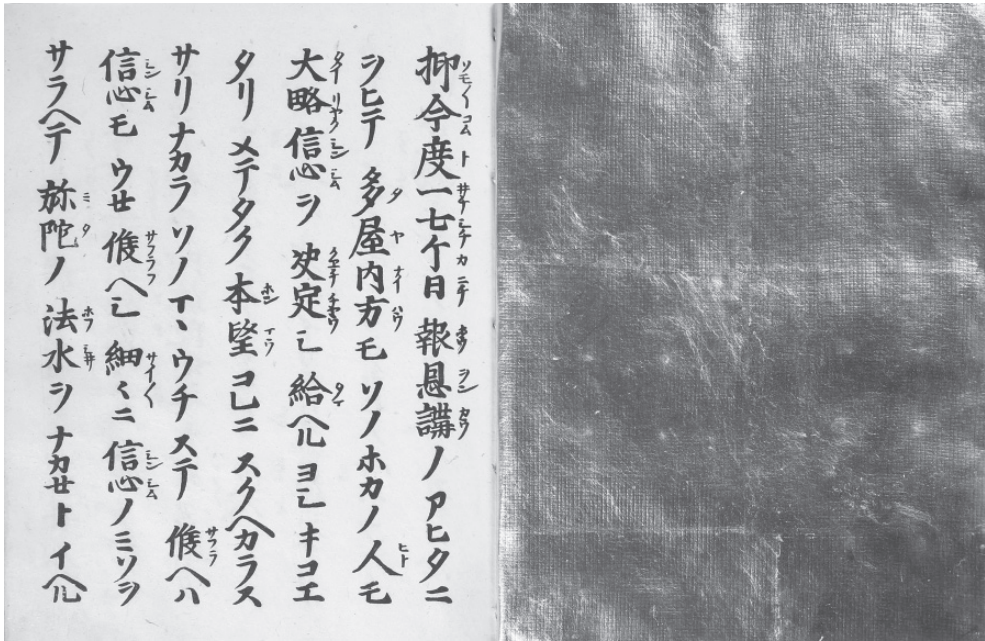
B-2 一帖目 卷尾



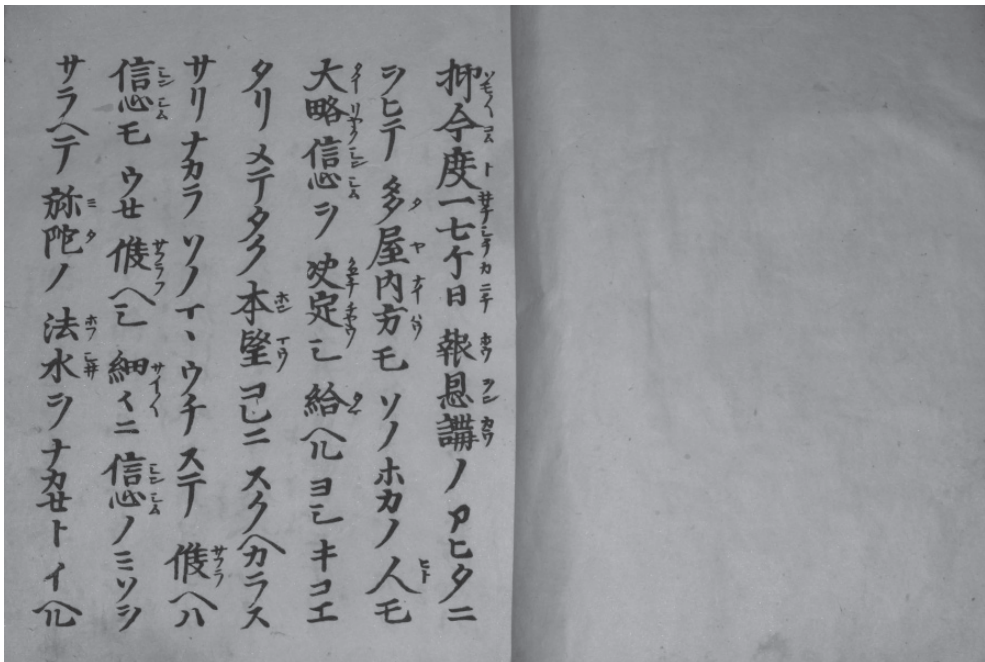
A-3 一帖目 題跋



B-3 一帖目 題跋



A-4 二帖目 巻頭



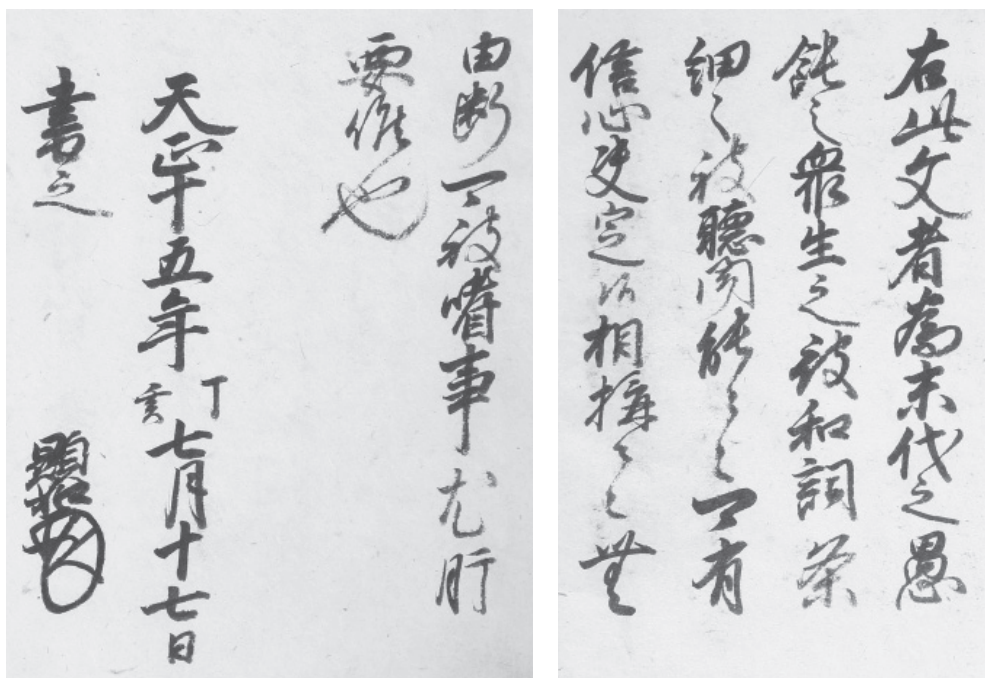
B-4 二帖目 巻頭

コロラスナハチ 阿^ア訶^ミ訶^ク陀^ヲ如^ニ來^ストハ申^スナリ
 サハ阿^ア訶^ミ訶^ク陀^ヲトイフ三字^サヲハオサメタケ
 スタフトヨスルイハルカエナリカヤウニ
 信心^シ決定^スニテノウニタ、訶^ミ陀^ヲ如^ニ來^スノ
 佛^{ブツ}息^シノカタニケナキ事^{コト}ヲツ子^コニオモヒテ
 稱^ネ名^ナ念^ニ佛^{ブツ}ヲ申^マサハソシコソ、トコトニ
 訶^ミ陀^ヲ如^ニ來^スノ佛^{ブツ}息^シヲ報^ウシ奉^ウルコトハリニ
 カナフヘキモノナリ、アチカシク、
 文明六七月九日 書之
 右此文者為末代之恩
 能^レ衆生之救和詞茶
 細^ク被^レ聽^ク聞^ク終^ニ了^ス有
 信心^シ決定^ス以^テ相^シ悔^スしせ

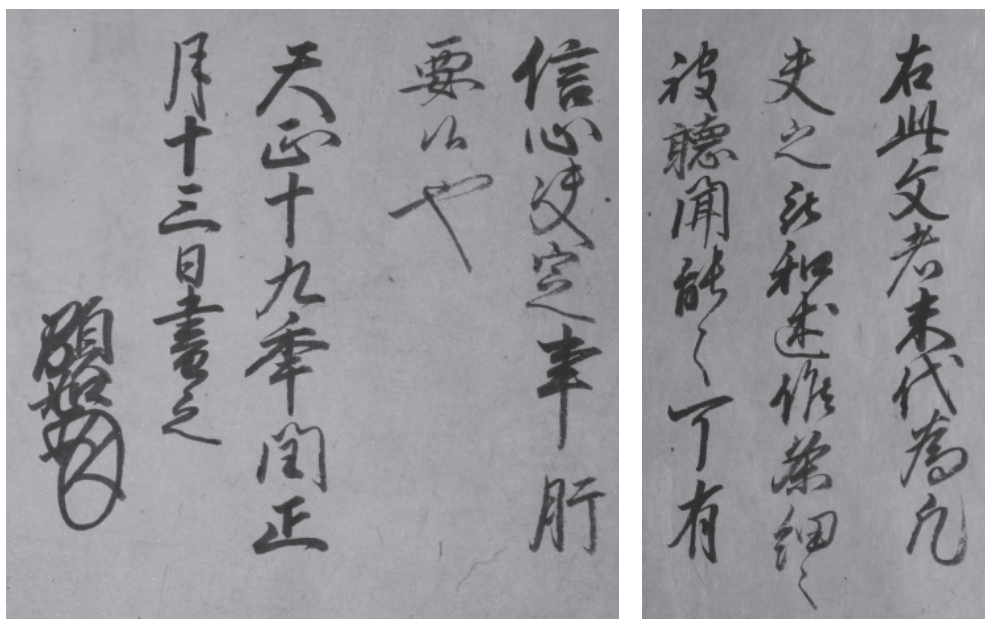
A-5 二帖目 巻尾

コロラスナハチ 阿^ア訶^ミ訶^ク陀^ヲ如^ニ來^ストハ申^スナリ
 サハ阿^ア訶^ミ訶^ク陀^ヲトイフ三字^サヲハオサメタケ
 スタフトヨスルイハルカエナリカヤウニ
 信心^シ決定^スニテノウニタ、訶^ミ陀^ヲ如^ニ來^スノ
 佛^{ブツ}息^シノカタニケナキ事^{コト}ヲツ子^コニオモヒテ
 稱^ネ名^ナ念^ニ佛^{ブツ}ヲ申^マサハソシコソ、トコトニ
 訶^ミ陀^ヲ如^ニ來^スノ佛^{ブツ}息^シヲ報^ウシ奉^ウルコトハリニ
 カナフヘキモノナリ、アチカシク、
 文明六七月九日 書之
 右此文者為末代為凡
 史之^レ和^シ述^ス作^ル茶^ノ細^ク
 被^レ聽^ク聞^ク終^ニ了^ス有

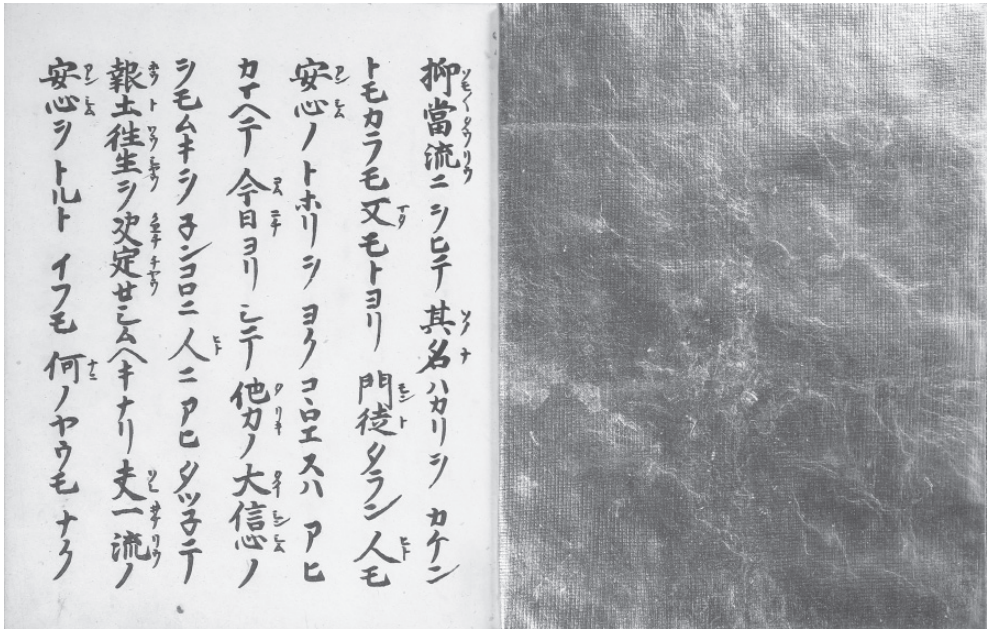
B-5 二帖目 巻尾



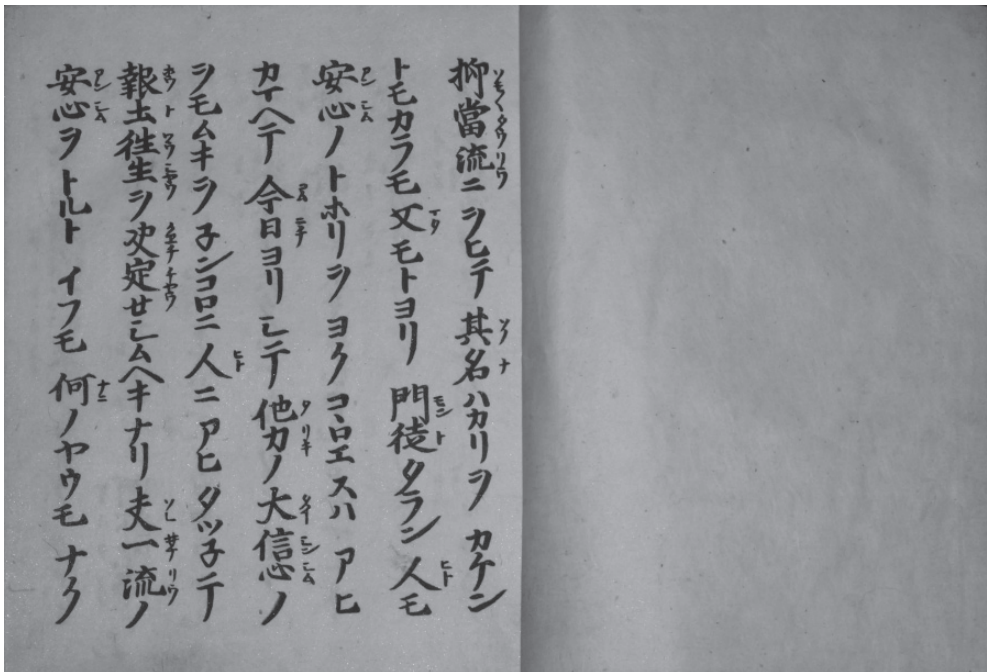
A-6 二帖目 題跋



B-6 二帖目 題跋



A-7 三帖目 卷頭



B-7 三帖目 卷頭

丁トニモテアサ^ニキ次第ナリヨ
ヨクオモヒハカラフヘキモノナリ
アチカシク

文明八年七月十八日

在此文者為末代之愚鈍

衆生之致和詞茶細
致聽聞能了有信心使
定作相持之當以了
此謂幸尤肝要作也

天正十五年^丁七月十七日
書之
顯宗

A-8 三帖目 卷尾

丁トニモテアサ^ニキ次第ナリヨ
ヨクオモヒハカラフヘキモノナリ
アチカシク

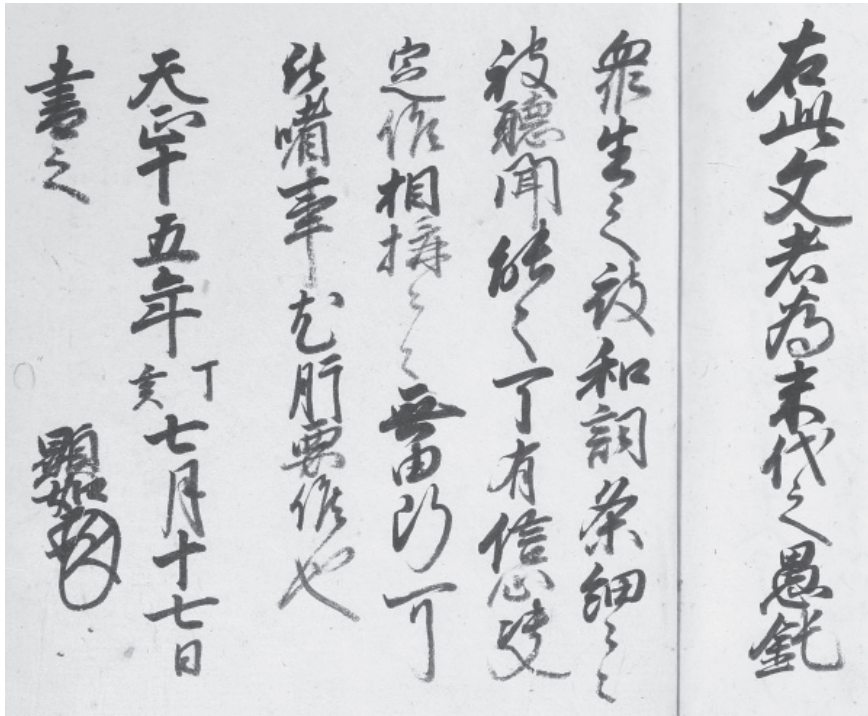
文明八年七月十八日

在此文者末代之為

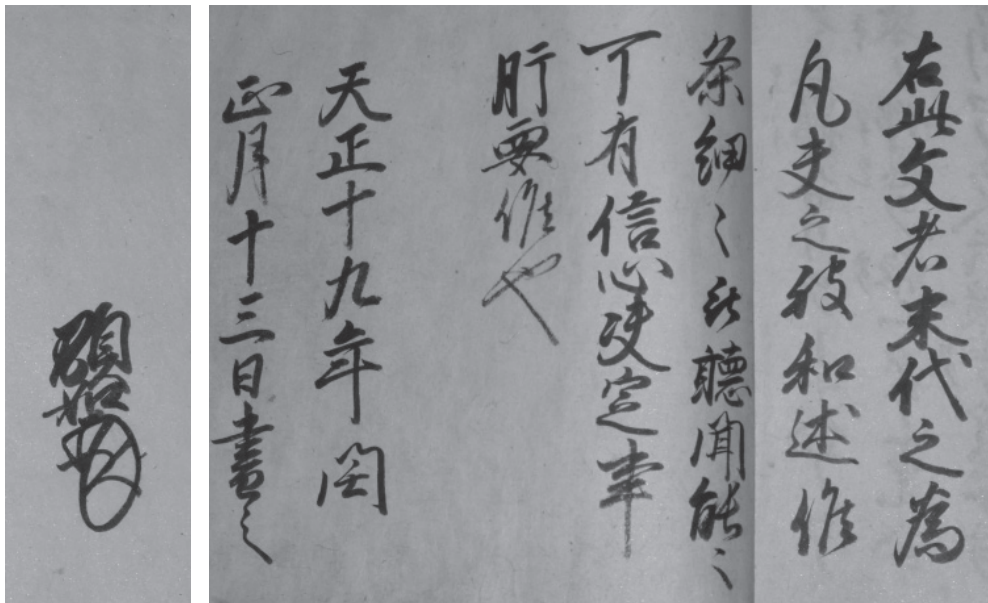
凡之致和述作
茶細之致聽聞能
了有信心使定幸
肝要作也

天正十九年閏
正月十三日書之

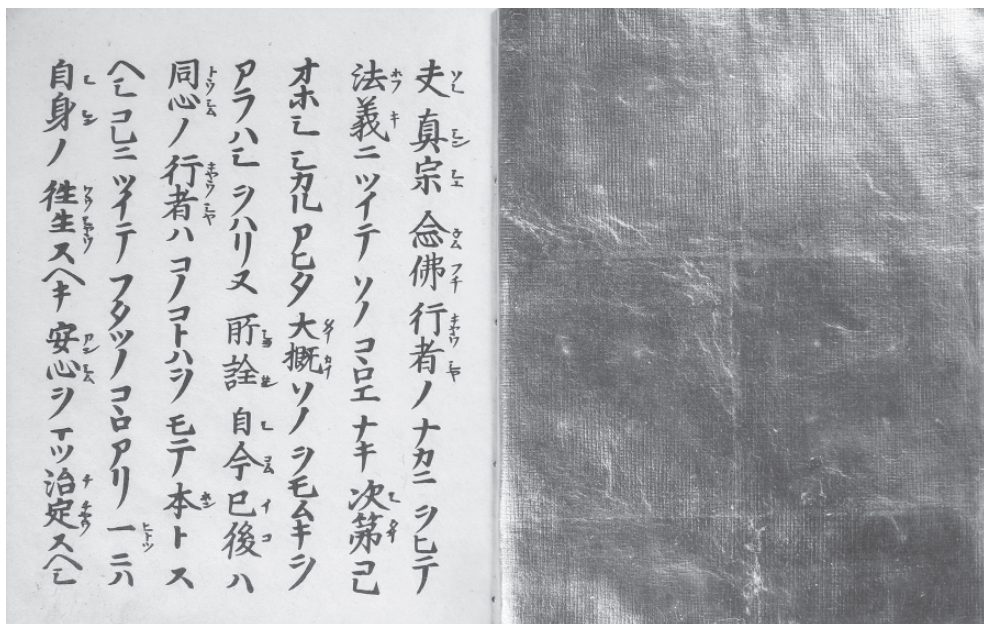
B-8 三帖目 卷尾



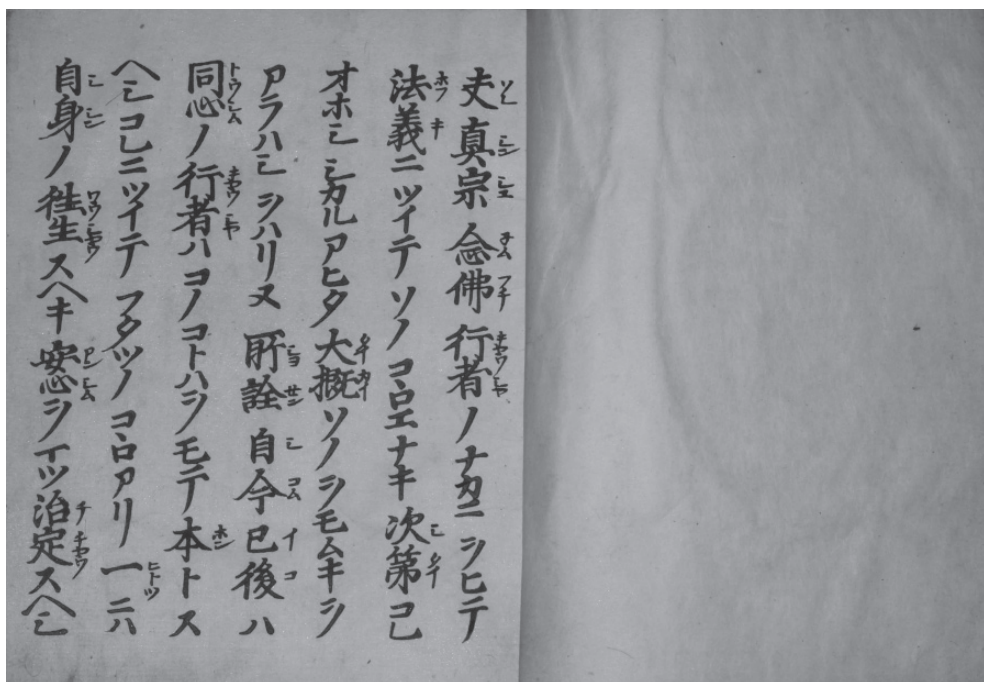
A-9 三帖目 題跋



B-9 三帖目 題跋



A-10 四帖目 卷頭



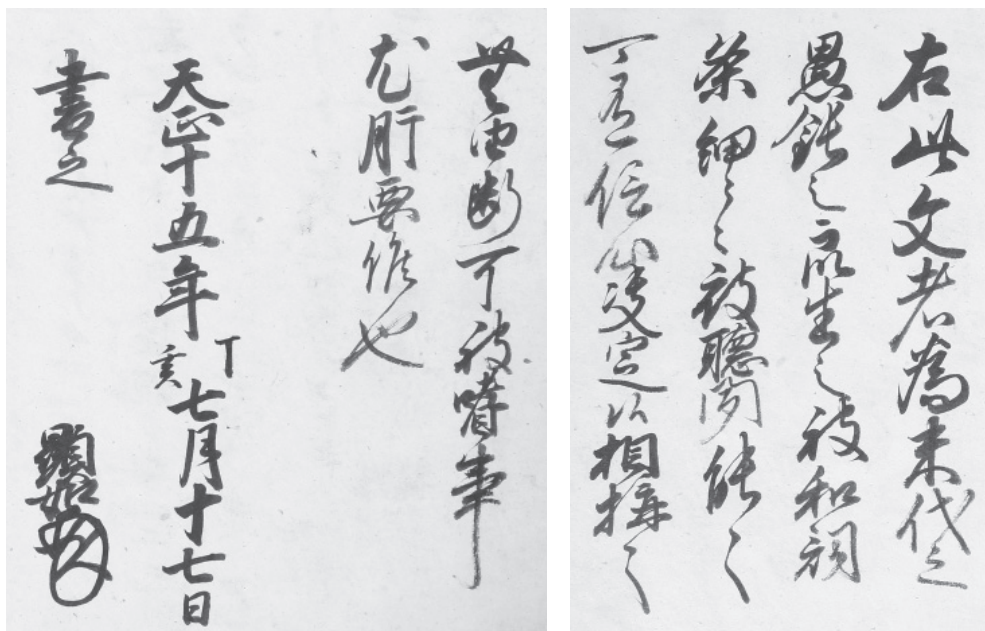
B-10 四帖目 卷頭

コロニハラクモヤムコトナシテタハコノ
 在所ニ三年ノ居住ヲスルソノ甲斐
 トモオモフヘヒカエテクコノ一七十日
 報恩講ノウチニシヒテ信心決定アリテ
 我人一同ニ往生極樂ノ本意ヲトケ
 タテフキモノナリ
 明應七年十一月廿一日ヨリハヒステ
 右此文者末代為
 思然之信生之被和親
 榮細之被聽聞能く了る
 信心決定以相傳く

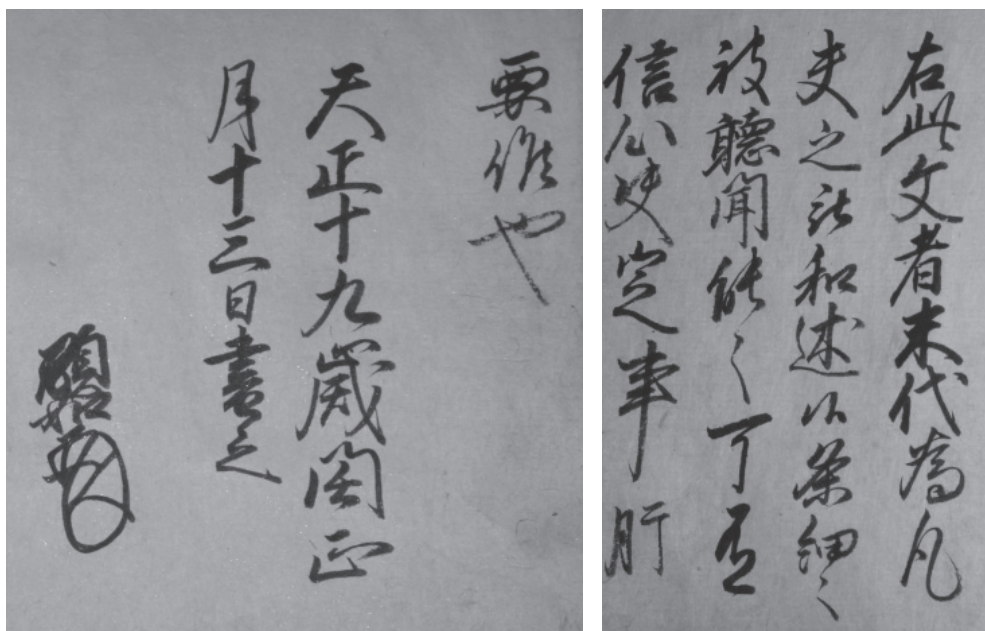
A-11 四帖目 巻尾

コロニハラクモヤムコトナシテタハコノ
 在所ニ三年ノ居住ヲスルソノ甲斐
 トモオモフヘヒカエテクコノ一七十日
 報恩講ノウチニシヒテ信心決定アリテ
 我人一同ニ往生極樂ノ本意ヲトケ
 タテフキモノナリ
 明應七年十一月廿一日ヨリハヒステ
 右此文者末代為凡
 史之註和述以榮細
 被聽聞能く了る
 信心決定奉所

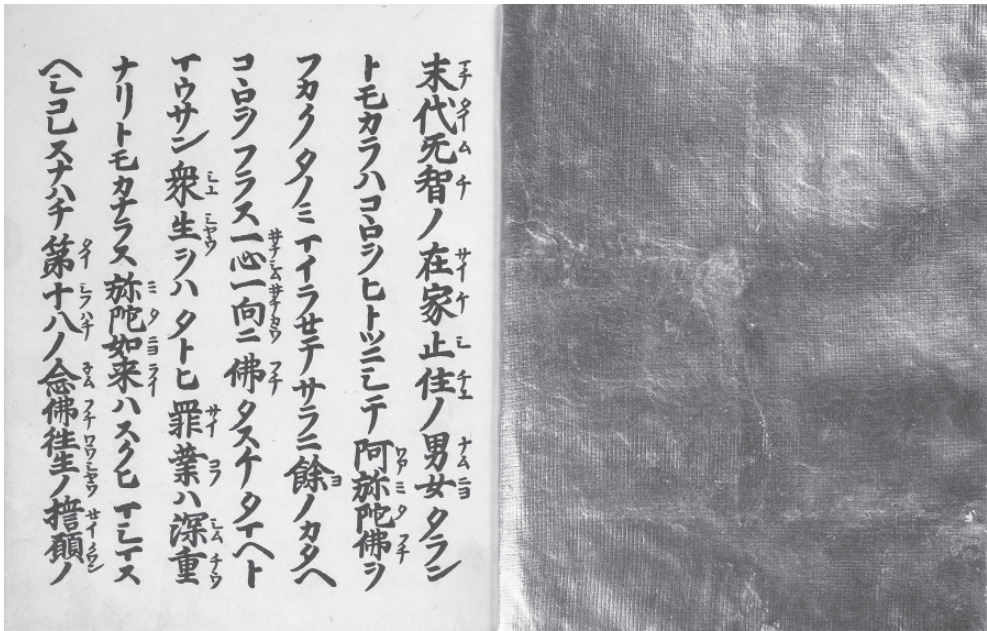
B-11 四帖目 巻尾



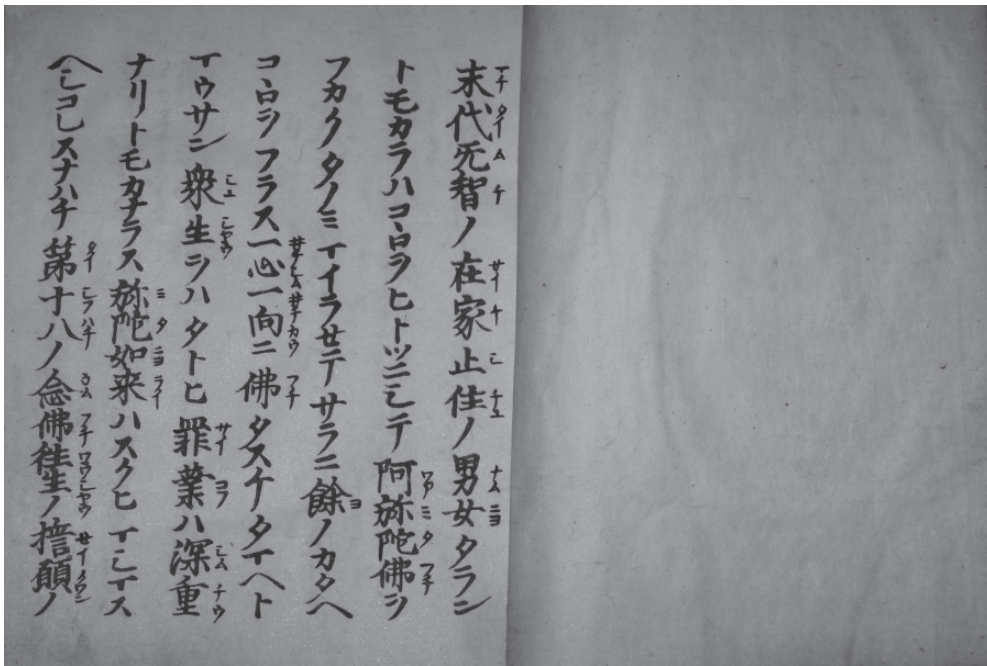
A-12 四帖目 題跋



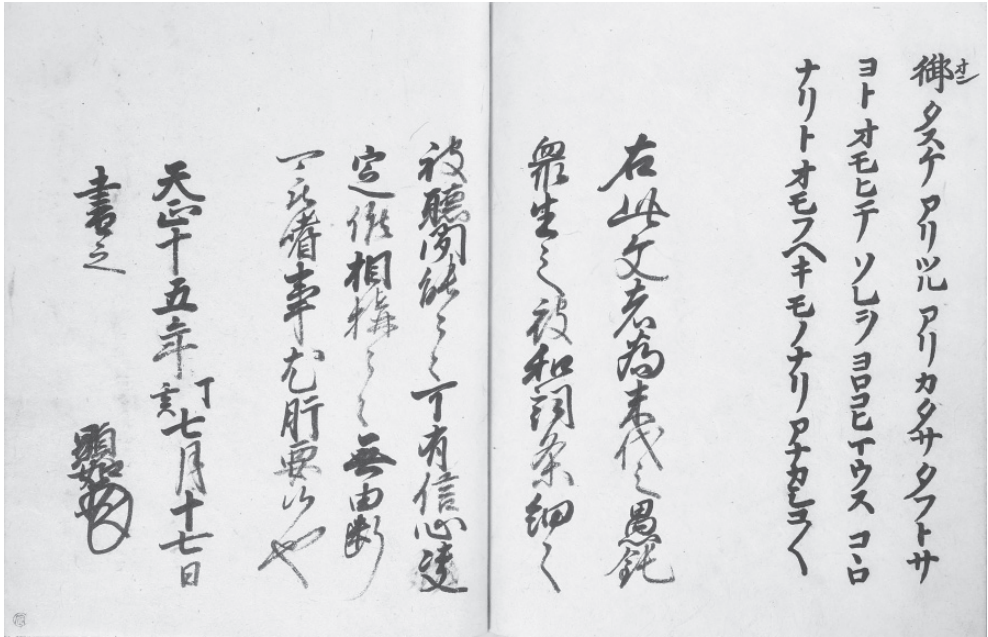
B-12 四帖目 題跋



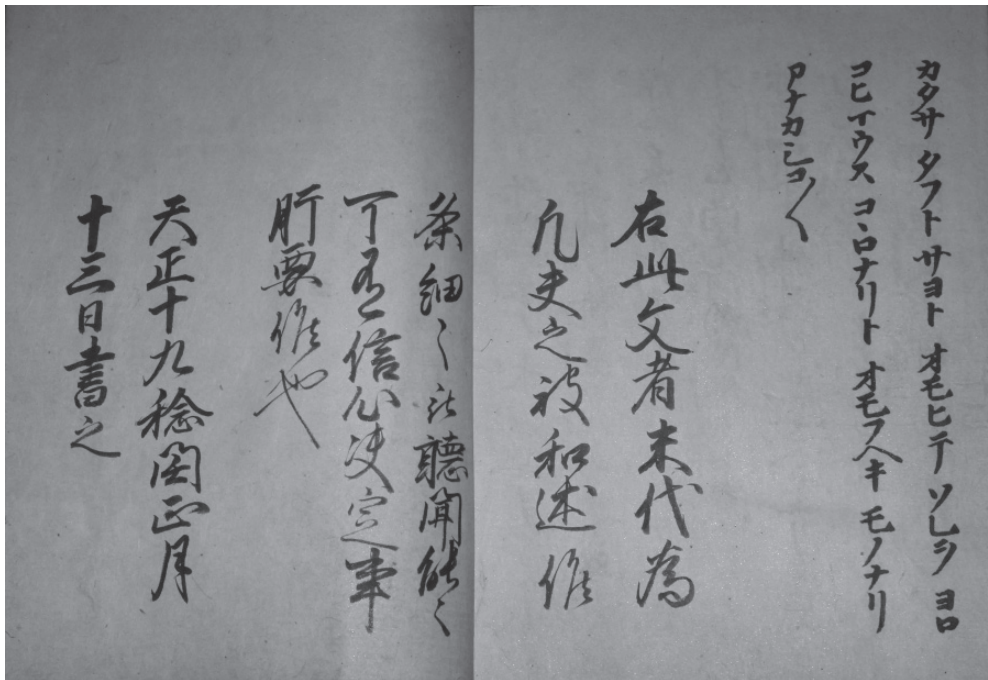
A-13 五帖目 巻頭



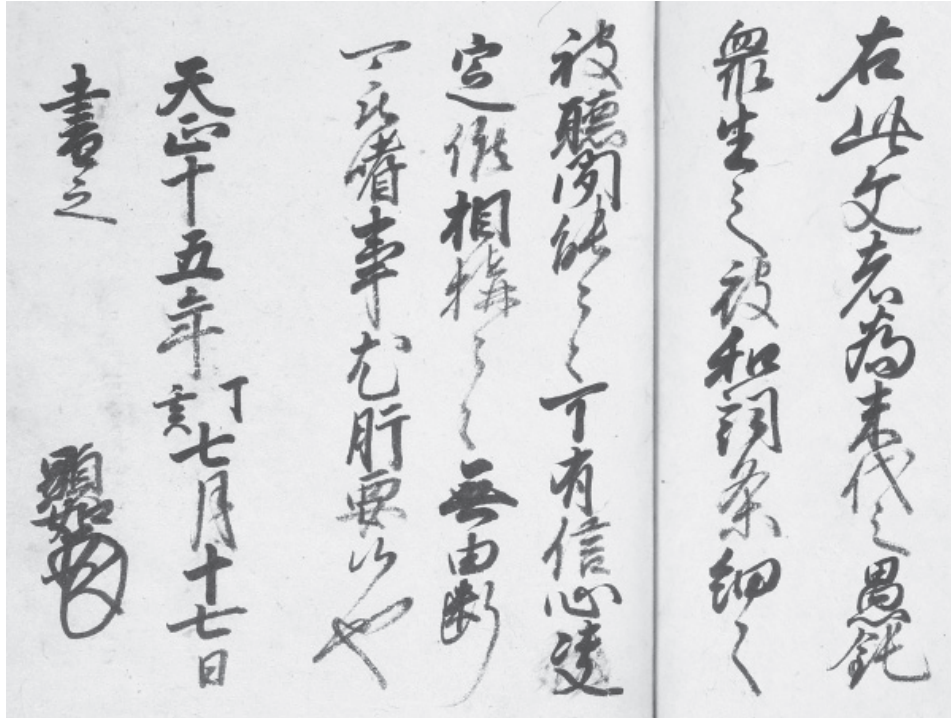
B-13 五帖目 巻頭



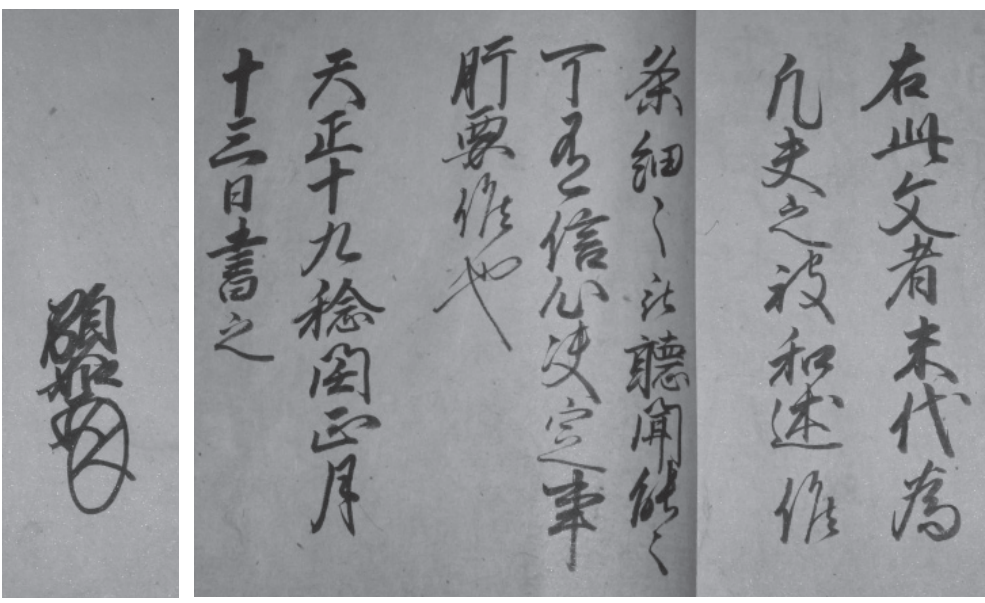
A-14 五帖目 卷尾



B-14 五帖目 卷尾



A-15 五帖目 題跋



B-15 五帖目 題跋

執筆者紹介

- 小山正文（研究顧問）
新野和暢（客員研究員 名古屋大谷高校教諭）
市野智行（客員研究員 本学非常勤講師）
木越祐馨（加能地域史研究会代表）
藤井由紀子（所員）
中川剛（客員研究員 愛知学院大学 博士課程後期）
高木祐紀（客員研究員）
小川徳水（西嚴寺住職）
工藤克洋（客員所員 京都産業大学史編纂室嘱託員）
松金直美（客員所員 真宗大谷派教学研究所助手）
脊古真哉（客員所員 本学非常勤講師）

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十六号

平成二十九年三月二十五日 印刷

平成二十九年三月三十一日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七―一

編集者 同朋大学佛教文化研究所

幹事 安藤 弥

電話 ○五二―四一―一三三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所

印刷所 株式会社 カミヤマ